

2003年11月6日

各 位

ダイセル化学工業株式会社

欧州委員会に対する課徴金の支払いについて

ダイセル化学工業株式会社（本社：大阪府堺市、社長：小川大介）は、食品の防腐・防黴用として使用されるソルビン酸及びソルビン酸カリの欧州市場における当社の過去の取引に関し、欧州委員会から欧州競争法違反の疑いにより1,660万ユーロ（約21億円）の課徴金の支払命令を受け、対応を検討しておりましたが、本日開催の取締役会において、課徴金の支払いに応じることを決議いたしました。

当社といたしましては、課徴金に対し提訴した場合の裁判の長期化による時間的・費用的負担、今後の事業活動への影響などを総合的に勘案いたしました結果、早期に解決することが最善と判断し、課徴金の支払いに応じることを決定したものであります。

なお、欧州委員会に支払う課徴金につきましては、本年度中間決算において特別損失として一括計上いたしました。

当社にとりまして法令の遵守は経営の基本であり、とりわけ自由かつ公正な競争に関しましては役員及び従業員全員にさらなる周知徹底を図り、企業の社会的責任を果たしてまいる所存であります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

ダイセル化学工業株式会社 事業支援センター IR広報グループ

電話：03-3507-3175